

大分県薬剤師確保対策事業実施要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の薬学を専攻する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする学部（以下「薬学部」という。）に在籍する学生（以下「薬学部生」という。）への返還免除付き修学資金貸与及び薬学部生若しくは県外で勤務する薬剤師が県内の公的病院又は県の行政機関での就職活動（県内の事業所等で行った就職活動又は面接（以下「UIJターン就職活動」という。））支援に要する費用を補助することで病院薬剤師及び行政薬剤師の確保を図る。

第2 事業実施主体及び事業内容

1 事業実施主体

事業実施主体は、公益社団法人大分県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）とする。

2 事業内容

この事業は、県内に就労、勤務する病院薬剤師及び行政薬剤師を確保するため、薬学部生で次の条件に該当し、修学資金の貸与に関する契約を締結した者（以下「薬学修学生」という。）に対し、修学資金を貸与する。

また、薬学部生若しくは県外で勤務する薬剤師がUIJターン就職活動を行った際の宿泊費及び活動に要した公共交通料金の補助を行う。

さらに、県内在住高校生が地域枠大学を見学するための交通費及び見学に要した公共交通料金の補助を行う。

3 事業補助要件等

(1) 薬剤師修学資金貸与事業

ア この事業の貸与条件は（a）から（c）まですべてを満たす者とする

（a） 薬学部生であること

（b） 成績優秀であって、学長、学部長又は学校長の推薦を受けた者

（c） 薬剤師免許取得後、以下いずれかに該当する者であること

① 県が毎年実施する実態調査において病院が定める定員に対する不足が認められた病院（以下「薬剤師不足病院」という。）で薬剤師として勤務する意思がある者

② 県の行政機関に勤務する意思がある者

イ この事業の募集対象者は次のとおりとする

翌年度、薬学部へ進学が見込まれる者

ただし、知事が定める定員を下回った場合は薬学部生1～4年生を対象に含むことができる。なお、薬学部生を対象とした場合、入学金の貸与は行わない。

ウ この事業の修学資金貸与期間は、大学の第1学年から薬剤師国家試験受験資格を取得するまでの6か年以内とする。ただし、留年期間中は貸与しない。

エ 薬学修学生の求めに応じ修学資金貸与期間内に貸与を休止することができる。なお、休止期間中は修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に従事する期間に換算されない。

オ この事業の修学資金貸与額は、次のとおりとする。

	入学金（１年生のみ）	支援金
国公立大学	２８．２万円	８０万円／年以内
私立大学	２６万円	９６．４万円／年以内

カ この事業の修学資金の貸与方法は次のとおりとする。

（ア） 薬剤師会は、修学資金の貸与を受ける者に対する修学資金の貸与に関する契約を締結して行うものとする。

（イ） 薬剤師会は、修学資金の貸与に関する契約を締結する場合には、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- ① 修学資金の貸与額及びその他貸与の方法に関する事項
- ② 契約の解除及び修学資金の貸与の休止等に関する事項
- ③ 修学資金の返還及び返還の猶予に関する事項
- ④ その他修学資金の貸与に関し必要と認める事項

（ウ） 薬剤師会は、薬学修学生と修学資金に関する契約を締結した場合には、契約書の写しを知事に提出するものとする。

キ この事業の修学資金の貸与は無利子とする。

（２）薬剤師 UIJ ターン就職活動支援事業

ア この事業の補助要件は次のとおりとする。

（ア） 県外に在住の薬学部生又は県外で勤務する薬剤師のうち、この事業の支援を希望する者（以下「支援希望者」という。）で薬剤師会が認めた者。

（イ） 支援希望者は、薬剤師会が実施する就職状況調査に協力するものとする。

イ この事業の補助対象経費及び補助上限額は、次のとおりとし、補助金額は補助対象経費の実費額の１，０００円未満を切り捨てた額とする。また、居住都道府県については、別表１に定めるとおりとする。

補助事業名	補助対象経費	補助上限額
薬剤師 UIJ ターン就職活動支援事業	１．居住地と就職活動又は面接予定地の最寄駅を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く）を使用した交通費 ２．就職活動又は面接に必要な宿泊費	１．交通費 九州（大分を除く）１万円、近畿・中国・四国・沖縄 ２万円、関東・中部 ３万円、北海道・東北 ４万円 ２．宿泊費 １万円／泊（就職活動は最大５泊分、面接は１泊分とし、私事滞在は除く）

ウ この事業の補助は年度につき１人１回までの申請とする。

（３）薬剤師確保対策執行事業

県は、事業実施主体に対し、（１）～（２）の事業を実施するために必要な経費について、毎年度予算の範囲内において補助するものとする。

第3 事業計画の承認

- 1 薬剤師会は、薬剤師確保対策事業計画を策定して知事に提出し、その承認を受けるものとする。
また、新規に修学資金の貸与を受けようとする者から、修学資金貸与の申請があり、当該申請者に修学資金を貸与することが適当であると認めるときは、あわせて当該申請書の写し及び次に掲げる書類又はその写しを添えて知事に提出するものとする。

(添付書類)

貸与 申請時	薬学部生を除く	薬学部 1 年生	薬学部 2 ～ 4 年生
(1)	誓約書		
(2)	学校長の推薦書	学長、学部長の推薦書	
(3)	健康診断書		
(4)	戸籍謄本（外国籍の薬学修学生については世帯全員が記載されている住民票）		
(5)	調査書 （高等学校が作成し、 厳封したもの）	高等学校 3 年時の 学業成績証明書 又は通知表の写し	修学資金の貸与申請時の 前学年における 学業成績証明書

第4 修学資金貸与の返還債務の免除

薬剤師会は、薬学修学生が次に掲げるすべての条件に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

対象事業	返還免除条件
薬剤師修学資金貸与事業 (病院コース)	(1) 薬剤師免許取得後、県内の薬剤師不足病院で薬剤師として勤務を開始すること。 (2) 貸与期間の1.5倍の年数（最長9年間）において、県内病院に薬剤師として継続勤務し、そのうち2分の1以上の期間を県内の薬剤師不足病院で勤務すること。 (3) 知事が認める教育プログラムによる研修を受講すること。
薬剤師修学資金貸与事業 (行政コース)	薬剤師免許取得後、貸与期間の1.5倍の年数（最長9年間）において、大分県職員（薬剤師）として継続勤務すること。

第5 修学資金の返還等

薬剤師会は、薬学修学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、修学資金を返還させるものとし、別添により算出される額の修学資金及び加算金（以下、「返還金」という。）を徴収するものとする。

この場合には、薬学修学生に返還請求を通知した日から6か月以内に修学資金を返還させるものとする。ただし、薬学修学生が、修学資金の返還免除条件として定められた業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、その他知事が特に認めた場合には、返還すべき修学資金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 薬剤師国家試験受験資格を取得した日から、2年以内に薬剤師免許を取得しなかったとき。
- (3) 薬剤師免許取得後、1年以内又は第6に規定する返還の猶予の限度内に修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に就業しなかったとき。
- (4) 薬剤師免許を取得後、修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に従事した期間(最大9年間)に満たなかったとき。

第6 修学資金の返還債務の履行猶予

薬剤師会は、薬学修学生が次の事由に該当した場合には、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 契約を解除された後も、引き続き大学又は大学院に在学しているとき。
- (2) 産前・産後休暇、育児休業の場合。
- (2) 災害、疾病その他知事がやむを得ないと認めた場合。

第7 返還債務の免除申請及び決定

- 1 第4に規定する返還債務の免除を受けようとする者(以下「免除申請者」という。)は、返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、薬剤師会に提出しなければならない。
- 2 薬剤師会は、返還債務の免除申請について承認すること又は承認しないことを決定した時は、その旨を免除申請者に通知するものとする。

第8 返還猶予申請及び決定

- 1 返還債務の履行猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、薬剤師会に提出しなければならない。
- 2 薬剤師会は、返還債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定した時は、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

第9 延滞金

薬剤師会は、薬学修学生が、正当な理由がなく返還すべき金額を返還しなければならない日までにこれらを返還しなかったときは、納期の日の翌日から納付の日までの期間日数に応じ未納の金額につき、別添により算出される延滞金を県に納付するものとする。

第10 報告

薬剤師会は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に関係書類の写しを添付して報告するものとする。

- (1) 貸与契約の解除又は貸与を休止したとき
- (2) 修学資金の返還を請求したとき
- (3) 修学資金の返還を免除したとき
- (4) 修学資金の返還を猶予したとき
- (5) 薬学修学生の就業状況等を確認したとき(年1回の従事状況報告を含む)

(6) その他契約書に定める各届出書

第11 その他

- 1 薬剤師会は、この事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項について知事と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年度の大分県薬剤師確保対策事業から適用する。
- 2 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 3（2）関係）

地域	居住都道府県	交通費補助 上限額
九州地方	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	1 万円
近畿・中国・四国・沖縄	京都府、大阪府、三重県、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県	2 万円
関東・中部	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	3 万円
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	4 万円

実施要領第5の返還金(修学資金及び加算金)の計算方法

別添

1 修学資金

$$\text{修学資金の貸与総額} \times \left[1 - \frac{\text{返還免除条件として定められた業務に従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に 1.5 を掛けた期間}} \right]$$

注) 返還条件として定められた業務に従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

2 加算金

(1) 契約が解除されたとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(2) 薬剤師国家試験受験資格を取得した日から2年以内に薬剤師免許を取得しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、薬剤師免許を取得出来なかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(3) 薬剤師免許の取得後、1年以内又は第8に規定する返還の猶予の限度内に修学資金貸与条件として定められた業務に従事しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金貸与条件として定められた業務に従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(4) 薬剤師免許取得後、修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に従事した期間(最大9年間)に満たなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{貸与条件として定められた業務に従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に 1.5 を掛けた期間}} \right]$$

注) 貸与条件として定められた業務に従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

実施要領第9の延滞金の計算方法

別添

$$\text{延滞金} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。